

改新クラブ政務調査報告書

報告者 氷室 勝好

調査・目的 公有地（公共施設用地）を活用した民間主導のまちづくり
調査・視察地 岩手県紫波郡紫波町 オガール紫波株式会社
調査・期日 平成27年10月20日
調査・出席者 改新クラブ全員

紫波町の概要

岩手県の中央部に位置し、昭和30年1町8村が合併し面積が239㎢で南北に開けた自然豊かな町で、人口33,696人、世帯数11,604世帯（平成27年3月）世帯数は微増している

古くから物流の拠点として賑わい、周辺の農村と共に繁栄し、農村都市の特徴が共存している。更に、果樹生産地（ワイン等）であり、一方、稲作は全国屈指の「もち米」の産地で、環境保全活動に取り組む等により環境型まちづくりと併せて、農産物の産直市場が10箇所設置され、都市と農村の交流点になっている。

調査内容

以前から設置運動に取り組んでいた紫波中央駅が平成10年3月に開業を機に、駅前に公共施設用地（10.7ha）を28.5億円で先行取得し、「紫波中央駅都市整備事業」として、平成13年11月に紫波中央駅待合施設及び駐車場を完成し、宅地分譲に取り組んでいる。

少子高齢化、人口減少を見据えた行政と民間を融合した、公民連携による効率的な公共施設整備や経済開発を通じたまちづくりを目指し、平成21年2月に「公民連携基本計画」が議決されている。

その計画の目的は、「町民の資産」である町有地を活用して、財政負担を最小限に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による経済の複合開発を行うこととし、「開発理念及び整備方針」として、都市と農村の暮らしを「愉しみ」、環境や景観に配慮したまちづくり表現し、町の特色生かし人に優しい統一感のある住みよい町を形成している。

「公共施設整備及び経済開発」としては、交流、賑わいの場を創出するとともに、快適でゆったりした公共空間の整備を目指し、様々な雇用の機会を町民に提供するため、民間の投資を誘導して活性化を図ることを基本計画に謳われている。

その基本計画の取組みとして、「オガール紫波株式会社」は、官と民が連携するためエージェントの役割を担うことと、商業を通じて町の一層の発展と町民の幸せを目指し、平成21年6月に紫波町が390万円出資、平成22年5月に、普通出資者（株主10名）610万円合計1,000万円設立された。

一方、資産保有会社「オガールプラザ」が平成22年9月に設立され、資金調達等の業務を担うことである。

まちづくりの手順

オガールプロジェクトの目的は「町民の財産である町有地を安売りしない」とのことと、まちづくりは人材育成もあるが、不動産に付加価値を付けることにより、エリアに活気が生まれ人々の賑わいにより、商業等で消費活動が活発になり、高い不動産でも販売が期待できるとのことから、以下のプロジェクト関連事業に取り組まれている。

プロジェクト関連事業

平成23年4月 岩手県フットボールセンター設置

事業主体 (社) 岩手県サッカー協会

総工費 1億7,000万円

平成24年6月 官民複合施設「オガールプラザ」図書館等

延べ面積 5,826m²

構造 木造・RC2F建て

総工費 1億815万円

平成25年 秋 オガールタウン(57戸)

事業主体 土地分譲—紫波町 建物—個人

紫波型エコハウス 指定業者 町内16社

平成26年7月 オガールベース 民間事業者による複合施設

事業内容 ビジネスホテル

バレー場専用体育館

テナント コンビニ ラーメン店 文具店等々

平成26年7月 エネルギーステージ

事業主体 紫波グリーンエネルギー(株)

民間による熱供給施設

平成27年5月 役場庁舎

事業主体 紫波町

PFI 受注者 紫波シティホール(株)

維持管理 平成27年4月～平成42年3月
以上がエリア内に配置されている。

所感

オガール紫波（株）並びにオガールプラザ（株）等の各事業は、紫波町と共に其々のプロジェクト取り組んでいる。人口約3万4千人に自治体にあって、行政との適切な役割分担と情報交換を行いながら、公民連携手法による公共施設整備や経済開発を通じた町づくりを進め、その成果が着実に表れている。

紫波町同様にいずれの地方都市でも抱えている少子高齢化と人口減少の進展する中にあって、インフラ整備の在り方や福祉施策への取り組み等については、行政運営及びに財政上においても、止む無く求められる現状にあり、課題は山積している。

このような現状の中にあるて、本市においては、「おおさき市地方創生総合戦略」に示されている、主要事業及び「中心市街地のまちなか再生整備」等の取組む方針であるが、民間力を活かした公民連携による民間商業施設整備・公共施設整備事業の効率的な手法による事業展開を強く期待するものであり、有意義な政務調査でありました。

以上

改新クラブ視察研修報告		実施年月日 H28.1.18-19
報告者 中鉢 和三郎		
テーマ	市町村議会議員特別セミナー受講	
視察先	市町村アカデミー(千葉・幕張)	応対者 ---

<<<Index.>>>

1. 研修目的
2. 研修内容
3. 所感・考察

1. 研修目的

市町村議会議員特別セミナーを受講し、昨今の政治・経済情勢や地方議会の置かれる環境について識見を高める事を目的とする。

2. 研修内容

講演① 1/18 13:30~15:00

演題：「これからの中の政治の行方～2016年サミットと参院選の展望～」

講師：読売新聞メディア局編集委員 伊藤 俊行 氏

1. 2016年の政治展望
2. 安倍政権の成果と課題
3. 急務の統治機構改革

講演② 1/18 15:15~16:45

演題：「今後の日本経済の展望」

講師：千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏

1. アベノミクス4年の評価
2. 第一次成長戦略「日本再興戦略」(2013年6月)
3. 第二次成長戦略(2014年6月)
4. 第三次成長戦略(2015年6月23日)の要点
5. アベノミクスの本質と限界
6. 新たな時代の可能性の実現

講演③ 1/19 9:00~10:30

演題：「地方創生と地方議会の役割」

講師：毎日新聞論説委員 人羅 格 氏

1. 地方議会を取りまく厳しい環境
2. 住民の期待度とのギャップ
3. 政策条例の新しい動き
4. 住民に近づく運営とは
5. 政務活動費問題
6. 地方創生と地方議会

講演④ 1/19 10:45~12:15

演題：「地方議会をどう変えるべきか～政治の役割～」

講師：中央大学経済学部教授 佐々木 信夫 氏

1. 2000年改革後の二元代表性(議会の立ち位置変化)
2. 日本の地方議会の役割

3. 政策過程—政治の役割、行政の活動
4. 議会の問題点～首長との関係
5. 地方議会の改革ポイント
6. すぐやれる地方議会の改革

3. 所感・考察

これまで何度も何度か足を運んでいる市町村アカデミーの「市町村議会議員特別セミナー」だか、毎回豪華な講師陣で内容の濃い講演を聴講してきた。やはり、今回も充実した内容だった。

一日目は、今年の国政の動きと、今後の日本経済の展望について学んだ。

第一講目の読売新聞メディア局編集委員 伊藤俊行氏は、今年の東京サミットと参院選を踏まえた国政の動きと、安倍政権のこれまでの成果と今後の課題、そして、選挙制度改革を踏まえた政治の課題について持論を展開した。

昨年の安保法制、TPPの大筋合意等を受け、今年の国政の最大の山場は参院選だが、一強多弱と揶揄される与野党の現勢力下、衆議院総選挙との同日選の見方も出てくる中、安倍首相が如何なる手を打ってくるか。講師は、同日選のリスクが大きいと判断し、すべきでないと主張。我々も参院選、ましてや同日選となれば他人事ではなく、どの様な流れに成るか大変関心の高い話題であり大変為になった講演だった。

第二講目の千葉商科大学学長 島田晴雄氏は、歯に衣着せぬ語り口で今後の日本経済を展望した。

これまでの4年間に渡るアベノミクスの評価を成果とリスクに分け分析した。

その上で、アベノミクスの本質は何か?、限界は?と問う。

更に、新たな時代の可能性として、次の様な「異次元的成长戦略」を提案する。

- (1) エネルギー ("第4次産業革命"、送電線)
- (2) ITとイノベーション (産業革命)
- (3) 農業改革 (コンパクトシティと農地改革、社会農業)
- (4) 雇用ルール: 成果報酬、同一労働同一賃金
- (5) 外国人材: 移民法
- (6) 出生率
- (7) 医療改革
- (8) 都市空間
- (9) 教育
- (10) 健康づくり

日本経済の進むべき方向性と課題について分かりやすく解説して頂いた。そして、地方創生として我々が取り組むべき課題についても大きな示唆を頂き有意義な講演だった。

二日目は、地方創生と地方議会の置かれた環境について学んだ。

第三講目の毎日新聞論説委員 人羅格氏は、昨今の地方選挙における投票率の低下と無投票当選者の増加から地方議会の構造的な問題点を指摘。議会の内部改革として次の4項目を提唱。

- (1) 住民参加機能の強化
- (2) 政策提言機能の評価 議員提案の政策条例
- (3) 議会評価の導入
- (4) 情報公開の徹底

いずれも我々が課題として認識している事柄であり、議論を深め実施に向けた取組が必要と決意を新たにした。

第四講目の中央大学経済学部教授 佐々木信夫氏は、10年前の大崎市合併の際、お話を伺ったり著書を読ませて頂いたりとお世話になった方である。

先生のお話で頭に残ったのは、これまで地方議会の役割は単なる監視やチェックと言われて来たものが、2000年の分権改革で、次の4つになったということ。

- ①公共政策の決定者
- ②執行権力の監視者
- ③政策条例の立案者
- ④民意の意見集約者

これらは、大崎市議会基本条例の制定過程でも議論したところだが、条例制定後も十分かつ具体的な取り組みには至っていないところである。

再度、議論を呼び起さなくてはならないものと肝に銘じたところである。

また、先生は議会改革の基本視点として、次の様に提言していた。

従来の「行政改革（量的改革）」としての議会改革
↓
「政治改革（質的改革）」としての議会改革へシフト

これは、議員定数と議員報酬の削減に代表される単なる「身を切る改革」に止まらず、質的改革を断行し、本来の二元代表制をしっかりと機能させ、地方自治法の求めに従い「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」べく努力しなくてはならないということであり、議会のあり様を常に問い合わせ続ける事が大切だと改めて痛感した。

今般、大崎市議会では、議会改革推進協議会を設置し継続的に議会改革を推進することを決意した。

この推進協議会の場でしっかりと議論を積み重ねられるよう、更なる研鑽を積み市民の負託に応えて行きたいものと考える。

最後に、今回の視察研修に際しお世話に成った関係機関や本市議会事務局の皆様に感謝し報告とする。